選挙運動用自動車燃料売買契約書

買主　　　　　　　　　　　　　　　を甲とし、売主　　　　　　　　　　　　　　を乙として、甲乙両当事者間において、令和８年４月１９日執行の清須市議会議員一般選挙における選挙運動用自動車の燃料について、次のとおり売買契約を締結する。

１　乙は、甲に対して、次に掲げる期間燃料を供給し、甲はこれに対して代金を支払うものとする。

　　　ただし、乙は、甲に係る供託物が、公職選挙法第９３条の規定により清須市に帰属することとならない場合においては、清須市議会の議員及び清須市長の選挙における自動車の使用等の公営に関する条例に定める手続により、甲の支払うべき金額のうち当該条例の定める金額を清須市長に対し請求するものとする。

⑴　燃料の種類　　　　

　⑵　期　　　間　令和８年４月　　日から令和８年４月　　日までとする。

２　売買代金は、１ﾘｯﾄﾙにつき金　円（消費税及び地方消費税額金　円）とする。ただし、総契約量　　　　　ﾘｯﾄﾙ、総額金　円の範囲内とする。

３　この契約書に定めのない事項については、甲、乙協議の上、別に決定する。

この契約の証として本書２通を作成し、甲、乙それぞれ１通を保管する。

　　令和　　　年　　　月　　　日

　　　　　　　　　甲　　　住所

（買主）

　　　　　　　　　　　　　氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

　　　　　　　　　乙　　 住所

　　　　　 　（売主）

　　　　　　　　　　　　　氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

備考

　　１　燃料の売買期間は、立候補の届出の日から選挙期日の前日までの間において供給する期間とすること。

　　２　売主が市長に対し請求する場合、請求書にはこの契約書に記された住所、氏名等を記載し、印鑑についても、この契約書に押印した印鑑を使用すること。

　　３　売主が法人の場合は、法人印と代表者印の両方の印鑑を押印すること。